

平成 27 年第 3 回紀の川市議会定例会 第 2 日

平成 27 年 9 月 1 日（火曜日） 開 議 午前 9 時 29 分
延 会 午後 1 時 45 分

◎議事日程（第 2 号）

日程第 1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第 2 号）のとおり

○出席議員（21 名）

1 番 並 松 八 重	2 番 太 田 加 寿 也	3 番 船 木 孝 明
4 番 中 尾 太 久 也	5 番 仲 谷 妙 子	6 番 大 谷 さ つ き
7 番 石 脇 順 治	8 番 中 村 真 紀	9 番 榎 本 喜 之
10 番 坂 本 康 隆	11 番 森 田 幾 久	12 番 村 垣 正 造
13 番 竹 村 広 明	15 番 西 川 泰 弘	16 番 堂 脇 光 弘
17 番 室 谷 伊 則	18 番 上 野 健	19 番 石 井 仁
20 番 川 原 一 泰	21 番 杉 原 勲	22 番 高 田 英 亮

○欠席議員（0 名）

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	田 村 武
市長公室長	林 信 良	企画部長	森 本 浩 行
総務部長	竹 中 俊 和	危機管理部長	上 山 和 彦
市民部長	中 邨 勝	地域振興部長	森 田 英 嗣
保健福祉部長	服 部 恒 幸	農林商工部長	岩 坪 純 司
建設部長	福 岡 資 郎	国体対策局長	榎 本 守
会計管理者	森 脇 澄 男	水道部長	田 村 佳 央
農業委員会事務局長	米 田 昌 生	教育長	松 下 裕
教育部長	稲 垣 幸 治	選挙管理委員会書記長	柏 木 健 司
企画部財政課長	杉 本 太		

○議会事務局職員

事務局長	城 山 義 弘	次長兼議事調査課長	中 野 朋 哉
------	---------	-----------	---------

議事調査課課長補佐

岩 本 充 晃

議事調査課係長

藤 田 郁 也

（開議 午前 9時29分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回紀の川市議会定例会、2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（高田英亮君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、8番 中村真紀君の一般質問を許可します。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問します。

「健康ポイント」制度の導入についてです。

大阪府高石市で検証されている健康ポイントを紀の川市でも取り入れ、健康寿命を延ばすよう推進してはどうでしょうか。これは、総務省から委託事業に採択され、健康長寿命社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区に参加したもので、「自律的に歩く」を基本とする健康なまちを構築することにより持続可能な先進予防型社会をつくり、地域活性化に貢献することを目的として取り組まれているものです。

この中の一つに、「健康ポイント」という制度があります。高石市の行う健康ポイントとは、40歳以上の市民を対象とし、自治体が行う健康教室だけではなく、民間企業が行う健康サービスも対象とし、健康づくり無関心層も参加しやすく、対象プログラムを用意します。市で提供される健康づくりなどの優良プログラムやサービスに参加し、継続することで日々の努力と成果、つまり健康状態の改善に基づいてポイントをつけるものです。このポイントは、p o n t aポイント、商品券、寄附に交換できるものです。

紀の川市にも幾つかの健康教室がありますが、年代を問わず多くの住民に参加していただくというのはなかなか難しいと思います。ですが、このポイント制にすれば、参加しやすく、継続、そして健康面や地域での買い物という成果とつながっていくのではないのでしょうか。そして、これをきっかけに多くの住民が健康的なライフスタイル習慣が身につくようになれば、健康寿命を延ばすだけではなく、地域全体の医療費、介護費等の軽減にもつながるだけではなく、体の調子がよくなり、外出機会も少しずつふえ、住民同士の触れ合いの機会も増すような健康づくりと地域の活性化の循環が期待されます。

紀の川市の目指す「食べて・動いて・笑ってのばそう健康寿命」にもかかわり、医療費の軽減、そして医療保険制度の安定的運営にもつながるのではないのでしょうか。p o n t

a ポイントの導入までは難しくても、商品券や寄附に交換できるようにしてはどうでしょうか。

1 回目の質問です。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） おはようございます。

中村議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

現在、紀の川市では、「食べて・動いて・笑ってのばそう健康寿命」を基本理念とする「紀の川市健康増進計画」に基づき、市民の健康づくりに努め、この中で、市民一人一人が日常生活において健康づくりを習慣化していけるよう運動・身体活動、また健康チェックなど11カ条の行動目標を設定し、積極的な周知及び啓発に取り組んでいるところでございます。

このような取り組みの中で、一定の成果があらわれてはいますが、一方で各健康診査の受診率が余り向上していないことや統計的に紀の川市民は、1日の歩数や運動習慣者は全国に比べ少なく、年代別に見ると男性30歳から40歳代、女性20歳代から30歳代にかけて他の年代層と比べて少ないといった課題もございます。

自分の健康は自分で守るのが第一であります。この現状を検証する上で、健康づくりに無関心な層の発掘とあわせ、健康づくりに関するイベントなどさらに参加者をふやしていくため、また受診率の向上のために議員提案であります「健康ポイント」の導入も一つの手段であると考えているところでございます。

国においても、生活習慣病の予防や医療費の抑制につなげるため、健康増進のために努力すると商品券などと交換可能なポイントがたまる「ヘルスケアポイント」制度の本格導入を検討するため、モデル事業を実施しているところでございます。

しかしながら、どのような基準でポイントを付与するか、ポイントをためてそのポイントをどのように利用するか、またその財源はどのように確保するかなど課題も多くあり、今後、国の制度化に対する動向を注視しながらであります。関係課、関係機関と時間かけての検討が必要と思われますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 再質問します。

健康推進課だけの思いでは大変だと思います。負担が大きくなっている医療費や介護費を減らすためにも、健康寿命を延ばすためにも、さまざまな関係部署との連携をもっと強めて取り組んではどうかと考えますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中村真紀議員の再質問にお答えしたいと思います。

質問の趣旨、健康ポイント制度の導入についてという、私もいい発想といいますか、市民の健康のためにはあらゆる取り組みが大事ではないかなという思いをしている一人ですが。

名前を上げて、大阪の高石市が取り組まれているということで、身近な30分もあれば行けるような高石市で取り組んでいるということですから、検討、勉強させていただいて、いい面については導入していけたらと思っておりますし、今後みんなが、誰でも笑って延ばす健康のためには、あらゆるいろいろな勉強をしながら、議員説明のあったような取り組みに今後考えていきたいと。今、どうしますということではなしに、今後の課題として御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔中村議員「ありません」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、中村真紀君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可します。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 議長の許可を得まして、一般質問を行います。

今回は、国民健康保険事業についてです。

誰もが保険証一枚で安心して医療を受けられるという国民皆保険制度の日本にあって、国保は被用者保険などに入れない人が対象であることから、「皆保険制度の最後のとりで」とも言われ、市町村が保険者となって運営されてきています。

紀の川市では、平成26年度の決算資料によれば、1万821世帯、1万9,767人が加入する市内最大の公的医療保険となります。この方たちが安心して医療を受けられるようすることに、保険者としての紀の川市の役割、そして責任があります。ですから、私はこれまでも国保事業については、市民の医療と命を守る最後のとりで、足り得るためにという思いから、何度も一般質問で取り上げてまいりました。

最近では、昨年9月に国保制度の広域化、都道府県化について質問をさせていただいています。これまでの質問では、保険者としての役割と責任についてや市独自の税の軽減制度や保健事業についての認識をお尋ねしてきました。その都度、執行部からは、保険者として国民皆保険制度の最後のとりでであるという認識、市民の健康づくりと健全な国保運営を進めるという方針を述べられてきました。

中村市長も、「今日まで続けてきた市独自の取り組みについては後退しないよう取り組んでいきたい」という答弁をされています。私は、これらの答弁は市内4割の世帯と3割の方が加入する国保の保険者として欠かせない大事な答弁を重ねてきたと思っています。その上で、今回も国保事業について質問をするのは、この1年の間に二つの大きな課題が紀の川市の国保事業に突きつけられる状況に至っているからです。

一つは、国の法律改正により、都道府県の国保への関与が大きくなるという変化。二つ

目が、紀の川市が国保税の引き上げに向けた検討を表明したことです。いずれも市民の健康や命を守っていく上で大きな問題だと思っています。

そこで、今回の質問では、この二つの課題について質問をいたします。

まず、一つ目は、国保法の改正を受けて、国保事業に対する紀の川市の対応についてお聞きいたします。

5月27日に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立しました。この法律により、国保がどう変わるのかといいますと、一つは、平成30年度からは、国民健康保険は財政運営を和歌山県が担うということになります。あわせて、引き続き紀の川市も資格管理や保険料率の決定、賦課徴収、保険給付、保健事業を行うことになります。皆保険制度の成立以降、最大の改革とも言われる法律が成立したわけですが、市町村にとってはこれまでの国保事業事務が大きく変わることはなく、保険者としての役割と責任を引き続き持って運営することになります。

これまで各自治体が行ってきた国保税の条例減免や窓口負担の軽減、保険税負担軽減のための一般会計からの法定外の繰り入れなど負担軽減策も引き続き市町村の裁量となります。本市も旧町からの国保事業を引き継ぎ、これまで培ってきた保険者としての役割と責任を引き続き発展的に果たしていただきたいと思っています。

一方で、今回の改正によって国保の運営について和歌山県が中心的役割を果たすことにもなっています。県にも新たに国保運営協議会が置かれ、国保の運営方針を定めることや医療費適正化計画の見直しも行われます。ここが、今回の法律改正での大きな変化と言えます。医療費の適正化は、言い換えれば給付費の抑制であり、給付規模の大きい国保を県が握ることで被用者保険も含めた和歌山県全体の給付費抑制が進みかねないと私は危惧しています。今後、最も身近な行政として、紀の川市には市民の命と健康を守り、那賀医療圏の医療提供体制を市民ニーズにあったものとして発展させていくための主体性が問われてくると考えます。

そこで、国保法の改正を受けて、国保事業に対する紀の川市の対応について、3点、お聞きいたします。

一つは、これまで保険者として果たしてきた役割と責任に対する認識についてお聞きします。

紀の川市では、18歳までの被保険者への無条件の保険証発行を厚生労働省が通知をする前から実施をし、また市独自の国保税と窓口負担金の負担軽減制度も条例や要綱で定めてきています。また、保健事業にも取り組んできました。何度も確認をしてきたことですが、法改正を受けての保険者としての認識をお聞きいたします。

二つ目は、県への納付金の金額と保険料についてです。

平成30年度からは、財政が県単位になることから、和歌山県全体の国保事業の中で必要な事業費を県が各市町村国保に割り振り、各市町村は県からの請求に基づいて納付金として県へ納めることとなります。県への納付金は、医療水準と所得水準により決定される

ことになっています。その場合、紀の川市の納付金は幾らになる見込みでしょうか。また、保険料設定の方式、税率はどう定めることになりますか。30年度以降の保険料負担について、現時点での見通しをお聞きいたします。

三つ目は、紀の川市民が求める医療提供体制をつくるための情報の整理と把握についてお聞きします。

今回の改正で、国保事業に対する和歌山県の関与が大きくなります。制度が施行される前には、県に国保の運営協議会が設置され、県の国保運営方針が策定されます。国が社会保障費全体の抑制政策をとっているもとで、県の保健医療計画や医療費適正化計画がどう設定されていくのか。その中で、県の国保運営方針がどうなっていくのかは、紀の川市にとっても大きな課題となります。危惧するのは、国と県による医療費適正化の名目での給付費の抑制が進まないかという点です。

今後、県の国保を含めた医療にかかわる計画設定に対して、紀の川市民の医療ニーズに応えた医療提供体制をつくるためには、紀の川市の主体性が問われてくることになります。県の計画策定に対して、市民の健康や医療ニーズを正確に把握することが、まず前提になってくると考えます。現行のレセプト点検業務をさらに深め、保健事業への活用や地域医療の提供体制の検証もできるような情報の把握を進めるべきと考えますが、どうでしょうか。

続いて、国保税の税率改正についてお聞きします。

紀の川市では、平成19年度以降変えてこなかった保険税率の引き上げを検討することになっています。これについては、来年度以降の国保税の引き上げはすべきではないと、一般会計からの市独自の繰り入れをしてでも負担増は避けるべきと考えます。

これも、3点でお聞きをいたします。

一つは、現行税率での加入者の負担に対する認識についてお聞きします。

協会健保などの被用者保険の保険料負担と比べても、紀の川市を含め国保の保険料負担は大きいものがあります。賦課徴収業務や滞納処分を行う中で、直接市民と紀の川市は対応をされています。現行の税率をどう認識しているのか、お聞きをいたします。

二つ目は、税率の改正の検討をどう行うのかということです。

今年度から、保険財政共同安定化事業の対象が、1円からの保険給付費となったことや国からの年間3,400億円の国保への公費投入など、財政基盤の強化が現在進められつつあります。30年度からは、県への納付金制度に変更となります。不確定要素が幾つもある中だからこそ、精度の高い検討が必要と考えます。検討のための材料、スケジュール、検討体制はどうか、お尋ねします。

三つ目は、加入者の負担増を避けるため、一般会計からの市独自の繰り入れを検討すべきと考えるが、どうかという点です。

紀の川市の国保事業では、毎年徴収できなかった保険税を不納欠損処理しています。合併後の不納欠損額の累計は、平成17年度から平成26年度決算までで4億円になってい

ます。仮に、これが徴収されてあれば、現時点で税率の引き上げは必要ないのではないのでしょうか。正当な手続を経ての不納欠損処理ではありますが、それは現在の加入者の責めによるものではありません。賦課をして徴収するという業務が達成できなかったツケを払える人に負わすべきではないと考えます。加入者の負担軽減のため、法定外繰り入れに踏み切る自治体はふえています。紀の川市も一般会計からの繰り入れを検討すべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、石井議員の質問にお答えいたします。

1点目の国民健康保険法の改正を受けて、国保事業に対する紀の川市の対応については、平成30年度から県と市が国保の保険者となり、共同で事業運営を行うこととなりますが、県は財政運営を担い、市は引き続き、今までどおり国保の資格管理、国保税の賦課徴収、保険給付、保健事業等を実施していくことになり、紀の川市といたしましては、今まで培った窓口業務のノウハウを駆使して、今後も市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

また、著しく滞納している世帯に対して、資格証明書や短期被保険者証を交付しているところですが、納税義務を負う世帯主の納付状況と子どもがひとしく必要な医療を受けることとは別の問題であると判断し、18歳未満の子どもに対しては、通常の被保険者証の交付を行っているところでございます。

さらに、市独自の負担軽減施策として、国民健康保険税条例、国民健康保険税の減免に関する取り扱い要綱並びに国民健康保険一部負担金の減免等取り扱い要綱の規定に基づき、それぞれ運用を行っているところでございます。

次に、議員御指摘の平成30年度からの国保の県との共同運営における市が県に納付する「国民健康保険事業費納付金」につきましては、市町村の医療費水準と所得水準で案分し決定されることとなっておりますが、スケジュール等を含め、納付金額等の詳細については県より現時点では情報等がおりていない状況ですので、県の動向を注視し、今後も情報収集に努めたいと考えているところでございます。

また、レセプトデータや特定健診データの保健事業への活用につきましては、今年度においてデータヘルス計画を策定し、計画・実行・評価・改善という、いわゆるPDCAサイクルに沿った効果的で効率定かつ紀の川市にマッチした保健事業を実施していく予定でございます。なお、データヘルス計画策定のための委託料を今定例会に補正予算として計上させていただいているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目の国保税の負担率についてですが、議員御指摘のとおり、各保険者の保険料負担率の状況から、市町村国保は9.9%で一番高い負担率となっており、紀の川市の平成26年度、1人当たりの調定額は8万4,787円となっていることから、決して安価な保険税であるとは認識してございません。

しかしながら、平成27年第2回定例会で答弁したとおり、平成22年度から国保事業会計の単年度収支は赤字を繰り返しており、前年度繰越金や基金を繰り入れて運営を行ってきてございます。基金残高残り少ない中、平成30年度からの国保の都道府県化を視野に入れ検討をすることも必要であります。今年度の収支見込みを推測しますと、現状のままでは国保事業会計の健全な運営を行うことが困難になることが想定されるため、歳入の確保及び国保財政の健全化のため、年内に紀の川市国保運営協議会に税率改定について審議を賜り、答申をいただきたいと思いますと考えているところでございます。

また、被保険者の負担増を緩和するための一般会計からの法定外繰り入れについては、以前から申し上げているとおり、国民健康保険事業は独立採算制をとり、加入者である被保険者の国民健康保険税と国・県の負担金や市からの法令に基づく繰入金などで運営することが原則となっており、法定外繰り入れを行うことは税の二重負担になりかねないという問題や他の医療保険者との公平性も指摘されており、収支見通しを繰り返し検証しつつ適宜税率を見直し、将来にわたり健全な財政運営を図ることが重要であると認識しているところでありますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 答弁をいただきました。

まず、県単位化に財政が県に行くと、共同して保険者としてやっていくという制度変更についてですけれども、紀の川市がこれまで旧町時代から引き継いだもの、それから紀の川市になってからさらに発展させてきたいろんな制度については、現状説明いただいたんですけれども、それを今後も引き続き発展的に実施していくのかということを確認をしたいというふうに思います。保険者としての姿勢を確認したいというふうに思います。

それから、データヘルス計画についても答弁いただいたんですけれども、レセプトデータや特定健診データをもとにデータヘルス計画をつくると。それから、紀の川市にマッチした保健事業を実施していくと。データに基づいて保健事業を効果的に行うということは大事なことだと思います。

あわせて、県が策定する保健医療計画や医療費適正化計画、国保の運営など紀の川市民にもかかわってくる計画の改定や策定が今後行われます。県の計画づくりが市町村との協議もされると思いますけれども、そうした計画策定に紀の川市の医療の実態をつかんでいくことが必要と考えます。

といいますのは、今回、これは26年度の法律改正で決まったことなんですけれども、地域医療構想というものを二次医療圏ごとに定めていくということがあります。この中で、それぞれの地域の病床数や病床転換と言うんですけれども、種類変えるということですね。いろいろな形で、今の医療から国・県の求める、そこには医療費の適正化、給付費の抑制という理由があって地域医療構想というのを定めていくということにもなります。ここでも、紀の川市がそれに対してどう臨むのかという主体性が問われてくる問題であるかなと

いうふうに思います。こうした県の計画策定に対して、紀の川市としてどう臨んでいくのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、国保税の引き上げについて、一般会計から入れてでも上げるべきではないということで質問させていただいて、答弁はこれまでと余り変わらないですね。ここは、今のところ平行線なのかなというふうには思うんですけども。先ほど部長は、今の国保税について決して安価な保険税であるとは認識していないということも言われました。この認識から、ぜひ検討を出発していただきたいというふうに思います。

具体的にちょっと見てみますと、部長が市町村国保の保険料負担率9.9%ですというふうに言われました。これは、所得に対する負担率が平均すると9.9%ですよということで、同じ資料を私も手に入れたんですけども、市町村が9.9%、協会健保が7.6%、組合健保、いわゆるいろいろな大手の企業であったりも含めてが5.3%、公務員の方を中心にした共済組合が5.5%、後期高齢者医療制度については8.4%ということで、やはり国保の負担が非常に高いと。

具体的に紀の川市で見てみますと、実際のところ、例えば、仮に協会健保に加入されている方で報酬月額25万円と、この方は標準報酬月額が26万円になるので、それで計算をしますと、協会健保の和歌山の場合は、ことしが、27年度が18万180円、年間の保険料になります。この方が、持ち家で家族、夫婦二人と、それから子ども二人と、固定資産税あって持ち家やったと、5万円の固定資産税払ってるという方の保険料ですね、同じ月額25万円の収入、給与所得で言えば年間300万円という方があったとして、国保だったらどうなるのかということと言いますと、これは紀の川市の場合、35万900円と、片や18万180円ですよ、紀の川市の国保だったら家族がおればおるほどというものもありますし、家を持っていたらというものもありますし、35万900円と、大きな開きがあるわけですよ。ここは、そもそも制度設計に国保とほかの被用者保険との不公平がそもそもあるということなんだというふうに思います。はるかに重い負担を強いられてきたのが国保であるということだと言えます。

これは、これ以上、19年から上げてこなかったというのは、いろんな努力があつての結果なのかなとも思いますが、これは今後、あと財政、県単位になる2年間、上げずにまずは頑張ってほしいなというふうに思います。

質問ですけども、上げなければならないということが言われてますが、どれだけの不足になるのかということですね。これによってどれだけ1人当たりの上げ幅になってくるのかということもありますので、その点を2回目で部長にお聞きをしたいと思います。

3点、再質問でお聞きをしました。保険者としての役割責任について、もう一度聞いたのと、県のいろんな計画立案に対して紀の川市としてどう臨んでいくのかということ。それから、国保税の上げなければならないと言われているけれども、一体どれぐらい不足してきたのかという点をお聞きをしました。

2回目で、これお願いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（自席） 再質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、市は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業、さらに市独自の保険税の減免や窓口での一部負担金の減免等、紀の川市におけるきめ細かい事業を引き続き実施してまいります。

国民健康保険法が改正され、今後、県の保健医療計画や医療費適正化計画が策定される中で、紀の川市保険者として計画に参加していくのかは現時点では詳細な情報等はありませんが、今後、機会があれば保険者として参画し意見を述べていきたいと思っております。

また、平成27年度国保会計の現時点での収支見通しについては、今後の医療費の給付状況に影響されるところですが、現時点で推測いたしますと約2億円の収支不足となる見通しであります。1人当たり1万円ぐらいの見通しでございます。さらに、ことしから1円以上のレセプト全てが対象となった保険財政共同安定化事業についても、現時点では拋出オーバーとなっており、今後の収支の状況に大きな影響を与えることになるため、収支状況を注視してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 再質問に対して、部長から答弁をいただきまして、今回の質問で言いますと、今後のいろんな変化の中で、紀の川市が国保については保険者としてですし、国保に加入される方以外の市民の医療を守る上でも、いろんな主体性が今後問われてくるということが僕の問題意識なんですね。その点については、今、部長が2回答弁の中で全般的に答えていただいたのかなというふうに思います。

最後、国保税の引き上げについてということで、2億円の収支不足があると、これを税でカバーしようとする、1人当たり1万円の引き上げになるということです。これは、数字のことなのでうそはつかないのかなというふうにも思いながら、かなり大きな数字だなというふうに思って聞きました。

仮に、4人家族であれば、平均しても4万円、国保税の計算で言いますと所得の低い人には上げ幅低くなりますし、所得のある人や資産のある方については上げ幅大きくなるということになるので、4人家族であれば4万円では済まない規模の引き上げになる可能性があるということですね。ただ、財政共同安定化事業の状況等がまだ、これは拋出超過になるということで、県の試算では、財政共同安定化事業、1円からなったら紀の川市は拋出超過にはなりませんよという試算がされてたので、少し安心しとったんですが、そうではないという今の現時点での数値も言われたので、今後どうこれを検討して、できるだけ上げずにということが必要なのかなというふうに思います。

市長にお聞きをしたいのは、国保税のことでお聞きをしたいと思います。

全国で、決算補填のために一般会計繰り入れというのがされる自治体がふえています。金額で言いますと、平成18年度の時点で、決算補填等のための一般会計繰り入れの金額というのが、18年度で2,413億円ですね。これが、24年度の数字で言うと3,534億円と、金額で大きくなってきてるのと。じゃ、どれだけの自治体が決算補填目的や繰上充用を行っているのかということで、これはちょっと古いんですけど、平成21年度の時点で、全国1,723保険者があるうちの953保険者ですね、54.2%が一般会計からの繰り入れ、または繰上充用を行っている保険者というふうに出ています。この数字を見ますと、一般会計から繰り入れるということを、それによって加入者の負担を軽くするというのがごく当たり前の状況にもうなってきたのではないかなということなんです。

先ほども保険料の負担、国保と各被用者保険の負担率ですね、数字でも部長も述べられましたし、私も紹介をしましたが、そもそもこの国保税の負担に大きな差があると、保険料の負担に大きな差があるということだと思います。――

――そこからぜひ今度の、今の国保の状況を国保税の引き上げについては検討をいただきたいというふうに思うんです。

なので、繰返しになるし、これまでも何度も言ってきたことですがけれども、いよいよこれまで19年から触らずにきた税率を触らなければならないという状況の中で、触らずに一般会計から繰り入れるという判断を今すべきではないかなというふうに思いますので、この点をお聞きをしたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の国保会計、非常に苦しいこの合併以来、合併当初5町の国保税の違いもかなり幅がありました。それを調整し、そしてせっかく合併したんだから、もちろん公平な国保税でなければならないというのが基本で進めてまいりました。年によっては、1、2月にインフルエンザが大流行し、ことしは比較的決算では繰り越しもあるのではないかなと思いますと、そうはいかなかったという年もありました。

しかし、基金や繰越金を活用しながら、まあまあ上げずに和歌山県全体の中でも高いほうではないという状況の中で今日進めをしてまいれたわけではありますが、石井議員もわかって言われてると思うんですが、基本的には一般会計から繰り入れるということは、本来すること自体がおかしい。それは、できるだけ余裕のある自治体であればいいですが、それは基本ではないわけで、できるだけこの国保の状況を全国的に見たときには、もっと国が国民の健康に対しての、もちろん今、長寿社会でいろいろな年金等、大きくその占める割合は高いわけではありますが、みんなが健康になることによって国保税も安くなる、し

かし要るものは国ももう少し市町村に対して補助をしていく。市が国からいただく交付税、皆さん方がいただく市民税をその国保だけに一部に投入するということは、市全体から見ても、そのほかの団体等とのバランスということも議員承知だと、そう思います。

そんな中で、10年間は頑張ってきたけれども、来年度については一般会計から繰り入れるとか、いろいろあると思います。と思いますが、今、28年度は一般会計から多少でも繰り入れるという答弁は差し控えたいと。できれば、多少の値上げはもちろん、多少ってどれだけ値上げをしなくちゃならない、回っていかないという計算は恐らく年が明けるまでには積算をしなけりゃならないと思いますけれども、できるだけ市民の皆さん方に負担を大きく上げずにやっていけるように努力をさせていただくということで御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（高田英亮君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、3番 船木孝明君の一般質問を許可します。

船木孝明君。

はじめに、少子化対策についての質問をどうぞ。

○3番（船木孝明君）（質問席） もう連日、少子化問題は新聞・テレビで本当に毎日取り上げておりますが、まず本市においてもいろいろと子育てに取り組んでおられると思いますけども、まず少子化対策のこの切れ目のない妊娠・出産・子育てについてのことですが、今回、内閣府から出されているきめ細かな少子化対策推進の中、妊娠・出産・子育ての各団体に応じての切れ目のない取り組みを国ではモデル事業として、全国市町村の中から先進的でした28市町村に補助金を出して実施をいたしております。

和歌山県においても、有田市が選抜され、既に計画を実施して活用をしております。紀の川市においても、平成25年の長期総合計画、またはことしの子ども・子育て支援計画の重点目標を課題として取り組む方向性が出されていますが、国がモデル事業として補助金を出して認めるということは、これをモデルに参考にしていってはどうかと思います。そして、きめ細かなケアを行っていく上で、切れ目のない支援を紀の川市も受ける側と協議してともに取り組み、進めていってはどうかと思い、次の質問にいたします。

紀の川市では、妊娠の届け出の窓口一本化を実施していますが、窓口はどこにしているのですか。これを質問します。また、平成25年度からは妊婦にアンケート調査をしていると思いますが、その内容、中身についてもお尋ねします。

今度、モデル事業を参考に、病院の協力を得て助産師、小児科医、保健師等での母子保健コーディネーターを設置して、妊娠・出産・子育てまでの相談を受ける窓口を一本化設置してどうかと、質問します。

次に、妊娠届、母子手帳配布のとき、本人の同意を得て母子保健コーディネーターにより妊娠初期から産後ケアまでの妊娠・出産の悩み、特に、第1子出産での精神的な不安、経済的な情報、また第2子出産での上の子どもの保育等を電話相談や訪問ケアによる妊

娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組んでいったらどうですか。質問します。

次に、子ども・子育て、少子化による子育て商品券によることについて、質問します。

国の地方創生の緊急経済対策として、今、プレミアム商品券が全国で実施されていますが、少子化支援として近隣の市では、これと同時に子育て支援課から市独自に市内の小・中学校の児童全員に1人1万円の商品券の配布を実施し、非常に好評ということです。こうした配布を今後紀の川市においても、独自で商品支援券の配布を行ってはどうかと、質問します。

次に、子ども・子育て専用のアプリについて質問です。

和歌山市において、子ども・子育てに役立つスマートフォン向けのアプリを今年中に開発するもので、子どもの生年月日を入力すると、乳幼児健診や予防接種の日程が届く仕組み、市の支援課によると、県内の自治体では初めての取り組みということです。同所は、2011年からホームページで「子ども応援サイト つれもて」を開設し、非常に好評で、年間約3万6,000件のアクセスがあるそうです。その8割が携帯やタブレット端末からの閲覧であることから、今回アプリの開発を検討し、来年度から実施するそうです。紀の川市においても、このようなアプリを取り組みにしたらどうですか。質問します。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、舩木議員の一般質問にお答えさせていただきます。

国では、平成26年度からモデル事業として、切れ目のない妊娠・出産支援事業を行ってきましたが、平成27年度から、議員がおっしゃられましたように、内閣府が打ち出した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、妊娠・出産包括支援事業の展開化を目指し、「母子保健相談支援事業」「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」が提案されたところでございます。

それで、議員質問の一つ目と二つ目につきましては、母子保健コーディネーターに関する質問でございますので、あわせて答弁させていただくとともに、毎度個々の質問につきましては、それを含めて答弁させていただきたいと思っております。

母子保健コーディネーターは、「母子保健相談支援事業」の一つで、助産師または保健師等が妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援を行うもので、その設置の考えはということではありますが、本市では、平成19年度から分散配置していました保健師を本庁に統一し、母子保健手帳の交付の窓口の一元化を図ってございます。それで、専門職である保健師が妊娠届け時の対応を行っているところでございます。また、平成25年度から、議員御指摘のアンケート調査、母子健康手帳交付時にアンケート調査を実施して、妊娠時の不安や支援者の有無などを確認し、支援が必要な妊婦を把握しているところでございます。参考に、平成26年度では、このアンケートにより436人の妊娠届けに対し、ハイリスク妊婦が94人、約5人に一人が支援の必要な妊婦がいるというこ

とを確認したところであり、妊娠中の方の対応に努めているところでございます。

さらに、本年度から、業務分担に地区担当を併用した体制を整備し、地区担当の保健師が「母子保健コーディネーター」の役割を果たせるように訪問活動や電話相談等を通じて家庭環境を把握し、子どもの発達や環境に応じた支援を行うようにして、あわせて早期支援体制のため、産科医療機関等関係機関と連携し、未熟児訪問、乳児全戸訪問を行っているところであります。また、地域のサポーターであります母子保健推進員の協力も得ているところでございます。

妊娠期、出産、育児を切れ目なく地域で支えるためにはまだまだ十分とは言えませんが、また母子保健コーディネーターの設置につきましては、今のところ難しくございますが、母子保健コーディネーターを担う保健師等が必要に応じ妊娠期からかかり、早い時期から養育者との関係を築いていくことは、今後起こり得るさまざまな問題を予測し、予防的な視点のかかりができると思いますので、今後も養育者が地域で見守られ、安心して子育てができる環境を充実させていく所存でございます。

次に、少子化支援のための子育て商品券の支給ではございますが、今回の創生総合戦略に合わせまして、市独自の施策で子どもの世帯に商品券を支給した自治体もあるようですが、紀の川市におきましては、子育て世代の経済的負担を軽減するため、第3子以降の保育料の無償化、小学校卒業までの医療費や中学生の入院医療費の無料化、さらに不妊治療や妊婦健診の助成など、市独自の事業に取り組んでいますので、今後におきましても一時的な施策ではなく、財源の確保を図りながら現事業を永続的に取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

最後に、アプリを活用した情報提供であります。御質問にありましたが、和歌山市で携帯やタブレットから情報がとれる子育てアプリを開発すると聞いてございます。現在、本市では、メール配信や個人通知、広報、フェイスブック等で情報提供や案内をしており、このアプリも一つの手段であり、今後検討する必要があると考えますが、さらに正しい情報を提供するために、信頼のおける機関からの情報提供も必要であると考えますので、現在、公益財団法人の母子衛生研究会が取り組んでいる「母子健康手帳の副読本」がスマートフォンアプリとして気軽に利用できるようになりましたので、正確で信頼できる情報源として紹介していきたいと考えていますので、どうかよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

〔舩木議員「ありません」という〕

○議長（高田英亮君） それでは、次に、ふるさと創生地方版について（総合戦略について）の質問をどうぞ。

○3番（舩木孝明君）（質問席） 地方創生版（総合戦略）、ちょうど去年の9月3日に、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、地方創生法案が閣議決定され、9月の臨時国会でちょうど1年になります。そして、県・市では、28年3月までに地方版総合戦略の取りまとめを行うことになり、早速議会において、私はじめ、同僚議員が地方創生につ

いて質問を行いました。

そのときの部長答弁、ふるさと創生地方版として、まず紀の川市の合併当時の7万人を復帰するという目的で、まずこれを手がけていくということです。

そこで、質問です。総合戦略での審議委員の立ち上げや会議の進捗状況、また子育てに必要な女性の委員の人数等も御報告、お願いいたします。

2番目の質問です。人口ビジョンについてのことですが、紀の川市においては、平成17年の出生数が464人、平成25年には、もう今から1年半ほど前ですが、405人で、60人が減少したということですが、また小・中学校の児童数も合併の2年前の平成15年には6,799人がおりましたけども、平成27年には4,792人と、2,000人が減少しております。そしてさらに、紀の川市の人口も平成18年、7万220人と達したんですが、今は大体3,580人ほど減少中です。他府県の転出等もあり、ただ感じるところによりますと、出生数が10年間で60人しか減少していないのに、学校の児童が2,000人減少し、市の人口も約4,000人減少しています。こうした数値を紀の川市でどのように捉え、今後どのように取り組んでいくのか、質問いたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 船木議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと創生地方版総合戦略についてですが、平成27年第2回定例会の全員協議会で、「紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンと総合戦略の概要」を説明させていただきましたが、現在の進捗状況は、7月に住民代表・産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働行政・メディア等、女性2名を含む15名の委員で構成する外部組織「まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」を開催し、概要・策定方針・スケジュール等の説明を行い、委員からそれぞれの立場で、総合戦略について御意見をいただいております。

また、庁内組織として、「まち・ひと・しごと創生本部」「作業部会」「若手職員のプロジェクトチーム」による会議を開催し、紀の川市の魅力・特色を生かした施策を検討しているところでございます。

次に、人口減少の数値を紀の川市としてどう捉え、今後どのように取り組んでいくかの御質問でありますが、平成22年10月に策定した「紀の川市人口増加対策プラン」に基づき、人口7万人復活作戦として平成23年度から取り組んでまいりましたが、人口減少の歯どめとはなっていないのが現状と捉えてございます。しかし、「人口増加対策プラン」に取り組んだ結果、少しでも人口減少の抑制になったとも考えております。

今後の取り組みでありますが、紀の川市総合戦略を策定する中で、人口減少に歯どめをかける施策、これを検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 再質問。

日本創成会議の試算によりますと、2010年、今から17年前ですけども、20歳から39歳までの若年女性数が30年後というたら、もうあと20年ほどになりますけど、半数以下になれば消滅可能都市になると提言しております。

その結果、若年女性の結婚・出産がいかに重要で、まずこれを取り組まなければならないと思います。紀の川市としても、結婚・妊娠・出産・子育てに対し、関係子育て支援課等とも取り組んで、出産一時金の増額等総合戦略として取り組んで、紀の川市3人っ子応援プロジェクトを立ち上げて人口をふやしてはどうかと質問いたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 再質問にお答えいたします。

総合戦略の策定に当たり、婚活・妊娠・出産・子育てに対して、今まで以上に取り組んではとの御質問でございますが、国が掲げる総合戦略には、四つの基本目標があり、当市も国や県の基本目標を勘案し、「雇用の創出」・「新しいひとの流れ」・「結婚・出産・子育て」、「地域づくり・安全な暮らし」の各分野をカバーする有効な施策の検討を行ってまいりますので、「婚活・妊娠・出産・子育て」に対しても、基本目標の一つとして、今後、総合戦略において検討してまいりたいと考えております。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 最後に、市長にお尋ねします。

市長は、紀の川市として新たな時代に対応した新しいまちづくりを進めるために、平成20年に策定された10年間の基本構想の最後の実施計画、最終の3年間になります。また、次の長期計画の準備もしていくこととなりました。

紀の川市においても、少子高齢化がなかなか歯どめがきかず加速して、何か今、行政が手を打たなければ、まずは僻地はこの先、行政体としての機能が困難になり、やがて近い将来は消滅集落に進行していくことと懸念されます。

現在まで20年間、先ほども質問した20年間に2,000人の子どもが減少したということは、100人以下の集落が20減ということです。そして、50人ぐらいの小さな集落と40地域がなくなるという現実です。

高齢者は死去に伴う自然減少ということですけども、子どもたちがこれから紀の川市を支えていくということで、非常にこの2,000人という数字が、はじめは間違いではないかということでしたが、再度調査しました。

まず、竜門小学校においては、先日立派な竣工式が行われましたが、平成15年に190人いた人が、現在72人で、3.8%（難聴）で。また、丸栖小学校においても300人が158人、約半分です。調月小学校も130人が83人、もう半分以下とかそういうところで、ほとんどふえてるところがない。

こうした状況を踏まえて、人口減少に歯どめをかけ、住んでよかった紀の川市の発展の

ため、今後どのように取り組んでいくのか、市長に質問いたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市長（中村慎司君）（自席） 船木議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

7万人余りで出発した紀の川市、10年経過する中で4,000人余りの人口が減少したと。子どもの出生が60人減少しただけで、あとは紀の川市から都会に、また紀の川市以外のところに出ていったということに結果はなっておるわけで、市としてはふやしたいと、合併当初よりも人口増加を図りたいということは、とても高望みということになるわけではありますが、それに近い紀の川市にしていきたいというのが基本であります。

なかなか思うようにいかない、それが現実であります、今後とも、住んでよかった、そして住み続けたい、また紀の川市に行きたいと、そう思える紀の川市づくりをしていかなきゃなんということが基本であります。国全体、または和歌山県としてこの少子化対策を考えないことには、自分とこのまちだけ人口がふえても、それが隣近所、国内全般に減っておることはもう事実であります。

そんな中で、いろいろと国策として、また県として、市として、この少子化対策に取り組む必要が、これから大きな問題として取り組んでいかなきゃなんということでありまして、市長会等を通じる中でも国に対して強く要望し、国もいろいろ考えてくれるようではありますが、なかなか難しいこの状況の中で、そうならば自分とこの市をどうするかということがまず基本になってくるわけで、今、船木議員が御質問のとおり、今後皆さん方の協力を得ながら、特に、船木議員、今、桃山の道を通りますと、分譲地をたくさんつくっていただいておりますが、安く販売して、紀の川市にその新しい人が来ていただけるような住宅政策をしてもらいたいなど、お願いをしたいと、そのように思います。

○議長（高田英亮君） 以上で、船木孝明君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

（休憩 午前10時39分）

（再開 午前10時54分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、4番 中尾太久也君の一般質問を許可します。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。

質問の内容ですが、公共交通機関の整備、利用促進の取り組みについてです。

主要な公共交通の中で、本市より補助事業として行っている地域巡回バス運行補助事業、

路線バス運行補助事業、これは紀の川コミュニティバス及び粉河・熊取線のバスです。そして、貴志川線運営補助事業についてです。市民意識調査によると、取り組みについては、もっとやるべきとの意向が高くなっているものの、公共機関を利用している割合は低い結果となっています。

そこで、利用者に対する利便性の向上対策や利用率の向上対策の取り組みです。

地域巡回バスやコミュニティバスの目的は、公共施設や公益施設の利用など、主に市内での移動を必要とする交通弱者の利便性向上のための手段だと思われます。また粉河・熊取線については、通勤・通学や日常生活の利便性を確保されているものだと思います。そして、地元密着型の巡回バスとコミュニティバスについてですが、利用者については、横ばい状態が続いております。その中で、どういうふうなことでもっと市民の皆様方に利用しやすいようにしていけるかということです。

一つ例を挙げますと、路線がいろいろありますけども、粉河那賀路線、そして桃山路線、貴志川路線というふうなことでなっております。この中で、粉河那賀路線及び桃山路線については1万5,000人程度でずっと推移しておりますけども、貴志川線のコースについては、今回調査いたしましたところ、最盛期には2万8,000人ぐらいの利用者がありました。これは、平成15年度です。そこからずっと来て、現在、25年、26年にはもう8,300人ほどの利用しかないと、これは3分の1以下になっております。だから、こういうふうな利用者の実態をどういうふうに把握しながらこのバスを運行していくのかというふうなことでございます。そしてまた、コミュニティバスについては、平成16年に3万8,669人という人が乗っておりましたが、この26年度では3万2,000人、かなり減少しております。2割弱の減少でございます。

こういう巡回バス及びコミュニティバスについては、今も言いましたけども、地域密着型の交通弱者に対する利便性を持って、利用が何で少なくなっているのかというところをお聞きしたいと思います。

それと、交通弱者と言われておりますけども、病院及び公共施設というふうにご利用されておられる方もかなりございますが、その中で巡回バスの時刻表等々についても、確かに不便的なものを感じます。一例を挙げますと、粉河那賀コースについては、那賀病院に着くのが朝が7時13分、そして昼が10時58分と、こういうふうな時刻帯になっております。これでは病院を利用しようとされる方が、このバスに乗っていても「時間的に合わない」とか、またそういうふうな感じでやめとこかというふうな感じでなっております。だから、こういうところをもっと精査しながら行ってほしいと思います。その取り組みです。

また、貴志川線や粉河・熊取線の通勤・通学自体の利用者の取り組みですけども、通勤・通学と言われても、朝の通勤ラッシュ、通学ラッシュ、あるいは帰りの帰省のときの交通の便ということでございますけども、このバスにおいてはかなりの本数も出ておりますけども、通勤・通学のラッシュ以外のときについては、「空気を運んでいるような状

態」だと言われております。この取り組みについても、市が補助金を出している関係上、どういうふうに市民に便利な利便性を高めていくのかという取り組みについて、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 中尾議員の公共交通機関の整備利用促進の取り組みについての御質問にお答えいたします。

地域巡回バスは、交通手段を持たない高齢者や学生の利用、市内の交通空白地域をなくすこと、生活関連施設や医療機関をつなぐことを目指して運行しております。また、市民の利便性の向上を図るため、運行路線等の改正に当たって、自治区長からの要望も参考にしております。

このようにして、市民の需要に応じたバス路線の形成を目指しておりますが、道路の幅員が狭かったり、運行上時間がかかり、他の地域への影響が出る等の理由により、地域巡回バスが運行できず交通空白地域の解消に至っていない地域があります。現在、交通空白地域の解消を目指し、デマンド型交通の導入を検討しております。

デマンド型交通とは、利用者の予約等に応じた運行を行う公共交通のことで、車両もバスではなくタクシー車両で運行することが可能になることから、今までバスが運行できなかった交通空白地域に対して運行できるようになります。地域巡回バスが運行していない地域の中でモデル地域を設定し、平成28年4月からの試験運行の導入を検討しております。

この試験運行の結果を検証し、紀の川市での効果的なデマンド型交通の展開が可能かどうかを判断し、よりよい公共交通の形成に努めていきたいと考えております。

次に、紀の川コミュニティバスは、紀の川市、岩出市で共同運行しているバスです。紀の川市、岩出市の主要施設、商業施設や那賀病院を巡回運行しており、平成26年度の利用者数は3万2,004人になっております。粉河・熊取線バスは、紀の川市から直接大阪方面へ行くことができる唯一の公共交通機関であります。ＪＲ粉河駅南広場から出発し、打田地区を経由して、大阪のＪＲ熊取駅まで運行しており、平成26年度の利用者数は6万1,231人で、主に通勤・通学での利用をいただいております。

次に、利用率促進策につきましては、地域巡回バスにおいては、地域医療の拠点である那賀病院への利用が多いことから、那賀病院前で街頭啓発を行い、啓発物資を配布することにより病院を利用する方への利用促進を行っております。紀の川コミュニティバスにおいては、高校生への利用促進依頼等を岩出市と共同で行っております。粉河・熊取線バスにおいては、バス事業者がイベント等によるバス事業の広報活動を行っております。また、広報紙やホームページ・フェイスブック等での広報活動も引き続き、積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、貴志川線は、和歌山電鐵貴志川線として再出発をして以来、乗客数が着実に増加

し、平成26年度の利用者数は約227万9,000人と大幅に改善をいたしております。また、昨年度に一般社団法人和歌山社会経済研究所が実施しました貴志川線経済効果調査では、貴志川線の経済効果は年間約36億円と、紀の川市のみならず、和歌山県全体にとっても、地域鉄道だけにとどまらず観光振興としても大変重要な地域資源となっております。

貴志川線の存続は、地域住民の移動手段だけではなく、地域振興にとっても大変重要なものと認識しております。利用促進策といたしまして、沿線住民・和歌山電鐵・自治体が三位一体となって、イベント列車の運行、沿線イベントの開催、黒字化を目標とした「チャレンジ250万人キャンペーン」などを実施し、地域公共交通の再生の全国モデルとなっております。

しかし、平成26年度の当期純損益は「赤字」であること、この状況は変わっておりますので、貴志川線存続について、引き続き支援が必要であると考えております。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 再質問です。

新庁舎開設に伴う運行形態の見直しについてでございます。

平成25年1月より、新庁舎の完成により分庁舎方式から本庁舎方式に移行しました。それに伴い、巡回バス等の見直しについては、平成26年4月1日より行っていますが粉河・熊取線は平成22年3月13日に改正、コミュニティバスは平成22年12月1日に改正で、どちらも5年前後たっております。また、粉河・熊取線においては、この市役所を通らずに粉河駅前まで行ってしまいます。

交通手段として、今充実した巡回バス等の市役所乗り入れが実現しておる中で、市役所を通らないで粉河駅前まで行く、確かに、当初は粉河駅から熊取駅までというふうな方針になっておったと思いますけども、新庁舎ができて、熊取から、また紀の川市に来てくれる人にとってどういうふうな利便性があるか。また、観光目的で直接乗り入れて来てくれたら、その巡回バス、コミュニティバス等を利用して、おのこの名所なり史跡なり、行けるのではないかと思います。そして、粉河から直接乗って行かれたら熊取駅までは便利ですけども、市役所へ乗り入れてもらったら、紀の川市からまた熊取駅まで直接行けるのかなというふうな、また市民のための利便性も図られるんじゃないでしょうか。

先ほども言わせていただきましたけども、熊取から粉河に着く電車については、粉河税務署の方々が通勤に利用されております。これは、粉河駅前の8時15分着の便についてはかなり14～5名毎回乗っておるというふうに調査しております。その後の便については、全然もう通勤客がない。また、通学客もないというふうな状態です。また、粉河駅前より熊取駅まで利用する乗客は、大阪体育大学や浪商関係の学生が主で、7時5分発や7時30分に偏っている。その他の時刻については、いつもまばらで、その間の乗客については客数も少なくなっている。巡回バスやコミュニティバスが市役所に多く停車すること

になった現在、この粉河・熊取線を市役所経由にしたら利便性も向上するのではないかと思います。

また、貴志川線については、スーパー駅長のたま駅長も亡くなり、新たな二代目駅長「ニタマ」が就任されております。これからも人気を博していくであろうと思いますが、平成27年度で支援策が期限となりますが、貴志川線の未来をつくる会という会員2,200名の協力や支援により、年間2万5,000人もの方が海外から観光に訪れています。でも、この観光客は、貴志駅へ来ても紀の川市内を観光する客はわずかしかないと調査の上で調べております。

どうして貴志駅でおりていただいて、この紀の川市の名所、あるいは旧跡を見学してもらえないのかということでございますけども、伊太祈曽駅から貴志駅まで乗ってくる、伊太祈曽駅には大きなバス停もあり、たま電車なりいろいろ他の電車が走ってる、その分に乘って貴志駅まで来る。あるいは、反対に貴志駅から伊太祈曽まで乗って行く。そしてまた、どこへたどり着きますかというふうな感じで調べたら、和歌山城やマリーナシティや、あるいは四季の郷と、そういうふうな感じで答えてもらいました。また、「紀の川市は」って言うたら、「全然行ったこともございませんよ」っていうふうな、また駅の関係者の人にも聞きました。ここで、その2万5,000人も来てくれる海外の人に対して、この紀の川市に観光をアピールする絶好のチャンスではないかと思います。

また、今言う海外の人の爆買いツアーというふうなこともありますけども、貴志駅においては小さなお店が一つあるだけで、とてもやないけど爆買いしてもらえるような買い物というふうなものもできません。また近くを見ましても、そういうふうな商店も何もございません。ここでまた取り組んでいくのは、二代目ニタマ駅長も就任されたということで、ますます貴志駅を活発に利用していただいて、この紀の川市の名所なりをアピールする絶好の機会ではないかと思います。その辺の取り組みについて、お答え願います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の新庁舎建設に伴う地域巡回バスの路線の見直し等々についてでございますけども、地域巡回バスの新庁舎完成後の路線や運行形態の見直しにつきましては、平成26年4月1日に新庁舎へのアクセスの向上を目的とした地域巡回バスの運行路線及び運行ダイヤの変更を行っております。

新庁舎には、地域巡回バスが多く停車することもあり、粉河・熊取線が乗り入れた場合、利便性の向上が図られると思います。しかしながら、路線が延長することにより、便数の減少や乗車時間の延長による、現在利用中の通勤・通学者、この方への影響や、新庁舎で利用される方の駐車場・駐輪場の確保等さまざまな課題が存在いたします。今後、バス事業者と研究・協議を行いながら、市民の方にとって利便性が向上するバス路線の形成について要望を行っていきたいと考えております。

それから、2点目の貴志駅の状況については、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、かなり海外のお客さんも来ていただいていることは事実ですが、本庁舎から貴志川というような形になりますと、どうしてもバスというんじゃなくて、JR和歌山線も走っておりますし、どうしても遠回りになっている中で、当然貴志川線の活性化のための支援はやっていく中で、今後全体的な公共交通の方向性を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 今の答弁を聞かせていただきましたら、すごく消極的じゃないかと思います。検討していくどうの云々より、現実に関今、そういう体制ができつつある、これからそれをもっと利用してこの紀の川市を繁栄していく。だから、すぐに取り組んでももらえないものかと思います。何かそういうふうに、今の現状のまま走らせておいたら、まあ少しの不平不満でも、まあ住民に対してはそういうふうな格好で走らせているんだから、ちょっとは辛抱しろよというふうな高飛車の答弁かと思われます。

紀の川市地域公共交通会議というものがございすけども、その中で区長や運営主力バス事業者等の参加ということでございすけども、この人たちが路線決定をする、あるいはまた、そういうふうな停留所を要望していく。また、地域の中の実情をもっと知ってただけで検討するような交通会議を持っていたらと思います。今言う、高齢者や体の御不自由な方、そういう人に対して本当にこの会議に中で区長さんやバスの事業者さん等が知っているのかどうかというふうな疑問点もあります。近くには、民生委員さんなりいろいろそういう役職を持った人がいますので、そういう人も取り入れてもらって、いかに市民のための交通網になり得るかということを考えていただきたいと思います。

そしてまた、今言ったように、貴志駅のこれからのますますの発展のために、いろんなことをしていかなければならない。もう今来てる、去年でも2万5,000人の海外の人が来ております。やっぱりこういうチャンスを、今しなければ、それこそずっと先送り、先送りと言ったら、この人らが、またリピーターになって来てくれる。今していったら、また次もそうやってふやしてもらえる。「あそこの貴志駅行っても何にもないですよ」って、「あんなところはもう行くべきじゃないですよ」というふうなことじゃなくて、紀の川市という市をもっとアピールする絶好の機会かと思います。そのことについて、新庁舎を中心とした今後の交通網の整備及び貴志川線の存続にかかわるこれからの有効利用の利用方法ということについて、市長にお尋ねいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中尾議員の御質問、再々質問にお答えをしたいと思います。

交通網、路線バス、市内循環バス等々、貴志川線、また粉河から熊取駅まで行くバス

等々の状況等、中尾議員、よく調べて御質問されました。合併10年迎える中で、このコミュニティバス等々については、那賀病院が新しく完成した関係で、その那賀病院、特に貴志川、桃山、那賀病院に来るにはアクセスが非常にないということの中で、バスでも走らせたいなということがあったわけであります。

当時、桃山、貴志川については、町内の循環バス等が走っておりまして。そういうことで、岩出市にもお願いをして、那賀振興局、岩出駅等も入れる中で、国交省の補助金をいただいて走らせたわけであります。

そのほかの、今、粉河・那賀・打田等走っております、また桃山も貴志川も走っておりますが、市内の循環バスについては、一応福祉的な感覚の中で、「貴志川、桃山も走ってんねんやから、私らのところも走らしてもらおう」と言うた発想があったかと、そう思いますし、市の公平性・バランスを考えたときに、市として取り組んだということであるわけで、もしさっぱり乗ってもらえない。また、こちらを走らせるより、こちらのほうが利用度が高いんじゃないかというふうな見直しもしながら今日まで来たわけでありまして、今後、走らせる以上は、一人でも多くの皆さん方に御利用いただく、そのことを考えていかなきゃならんと、そう思っております。

それと、粉河から熊取に走らせる旧粉河町時代から取り組みをされております。私は、一つの案として、この庁舎前を通りという中尾議員の意見でありましたが、もちろん粉河を起点とし、紀の川市役所のところを通り、岩出市に入って風吹を越えて、和泉砂川に行くという路線を変えてはどうかというのも一つの案ではないかと、そう思っております。そうするというまだ決定も何もしてませんが、一つの案ではないかと。

この期成同盟会までつくり、上之郷まで行く道をつけてほしいということで、今運動展開、委員各位にも協力をいただいておりますが、犬鳴の道路、非常に狭いわけで、この道を通って熊取へ行っていただいておりますが、それでは年間6万人という数字が出ておりますけれども、紀の川市の皆さん方が、また紀の川市へお越しくださる皆さん方がどれだけ利用してるかということになりますと、本当に少ない数ではないかなという気もしております。

その中で、2,000万円ほどの市の負担も出しておるわけで、今後、なくするということではなしに、市内循環バス、またそれらの熊取へ行くバス等々、また貴志川線の利用状況、和歌山線も含めて交通網の充実、利用促進等々については、これから紀の川市にとっての大きな位の一つではないかなと、そう思っておりますので、議員各位にもいろいろな御意見、案があれば、提案をいただいて、一緒になって交通網の充実に進めていけたらと、そのように思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（高田英亮君） 答弁漏れ、あります。言うてください。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 27年度で切れますけども、28年度からどうしていくかということもお聞きしてますので。

○議長（高田英亮君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 10年間の間に黒字になっていただければ、紀の川市も和歌山市も負担は要らなくなるぐらい頑張ってくれたらありがたいなと思ったんですが、現状では、10年前に和歌山電鐵と約束をした和歌山市で5,000万円余り、紀の川市で2,000万円余りの負担を出して、まずそれを基本にふやさないと、今までの負担をふやすことのないように、今までやってた負担を基本に、今後も存続を、継続をしていってもらおうということを基本に交渉を進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（高田英亮君） 以上で、中尾太久也君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、1番 並松八重君の一般質問を許可します。

並松八重君。

はじめに、若者をはじめとする有権者の投票率向上への取り組みについての質問をどうぞ。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問いたします。

まず最初、若者をはじめとする有権者の投票率向上への取り組みについて、4点お聞きしたいと思います。

選挙権年齢が、20歳以上から18歳以上に引き上げられる改正公職選挙法が、来年施行され、参院選から適用される見通しです。国立国会図書館が、昨年世界各国の選挙権年齢を調べたところ、調査可能な191カ国地域のうち、92%に当たる176カ国地域が18歳以上でした。18歳選挙権は、もはや国際標準であり、世界の潮流となっております。高校3年生を含めた18歳、19歳の全国240万人の若者が新たに有権者に加わることになり、紀の川市においても約1,400人の若者が有権者に加わります。しかし、若者の政治離れが加速する中、昨年の衆院選の投票率を見ると、20歳代は60歳代以上の半分なのです。

そこで、1点目としてお聞きしたいと思います。

18歳、選挙権を定着させ、未来を担う若者の声を政治に反映させるための取り組みとして、形式的に選挙の仕組みを教えるだけでなく、政治的中立性を確保しつつ、民主主義社会の中で主権者意識を持つことの大切さ、選挙の意義についてどのように教え、啓発していけるのでしょうか。お聞かせください。

2点目は、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図るための投票機会の創出や利便性の向上についてです。

2013年7月の参院選で、愛媛県松山市が全国で初めて大学内に期日前投票所を設置し、全体の投票率が下がる中、20代前半の投票率を2.72ポイント上昇させる大きな成果を上げました。こうした事例を受け、本年の統一地方選挙では、低迷する若者の投票率アップを目指して、大学キャンパス内に期日前投票所を設置し、選挙の啓発活動を推進する動きが、松山市を含め12大学で見られました。選挙の啓発活動する学生を選挙コン

シェルジュと市が認定し、選管と協力して積極的な運動を展開しております。

紀の川市においても、近畿大学理工学部があり、期日前投票所設置に向け、積極的に取り組まれるお考えはないのでしょうか。

3点目として、不在者投票ができる病院、施設の名称、所在地は県のホームページに情報公開されています。不在者投票といえ、事前に本人、家族が不在投票管理者に投票したいと申し込む必要があります。申し込み締め切り日、投票日の情報を市の選管として掌握し、情報公開をすることで有権者の利便性がより一層図られるのではないのでしょうか。

4点目は、投票所の安心・安全についてです。

現在、本市の期日前投票所は5カ所、当日の投票所は45カ所あります。全ての投票所において乳幼児同伴されている方、高齢者の方々への安心・安全の配慮はできていますか。

以上、4点について、答弁求めます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長 柏木健司君。

○選挙管理委員会書記長（柏木健司君）（登壇） それでは、並松議員の若者をはじめとする投票率の向上への取り組みについて、お答えさせていただきます。

今回の公職選挙法等の改正につきましては、選挙権年齢が18歳に引き下げられるとともに、18歳、19歳での選挙運動も認められることになり、買収など連座制の対象となる重大な選挙違反をした場合、原則として成人と同様に刑事裁判の対象となります。1年間の周知期間の後に行われる国政選挙から適用されることになり、参政権の拡大と同時に、選挙や政治に対する未成年者の関心、責任感を社会全体で育てていく必要があると考えます。

議員御質問の1点目であります、選挙権年齢の18歳以上への引き上げに対応した「生きた学習」をどう進めていくのかにつきましては、若者の政治参加の拡大につなげるためには、学校の現場における「主権者教育」等の充実、また周知啓発が必要と考えます。

若年層へ向けた選挙啓発といたしまして、和歌山県選挙管理委員会と合同で、小学6年生を対象に出前講座を実施しているところでございます。平成27年度におきましては、中貴志小学校、麻生津小学校、調月小学校からの要望によりまして実施を予定しているところでございます。この出前講座の内容につきましては、選挙制度の説明、模擬投票、質疑等であります。模擬投票においては、実際に選挙に使用している記載台、投票箱、枚数計算機等を使用し、生徒に触ってもらうことで選挙への興味がわくような工夫を凝らしながら実施しているところでございます。

特に、今年度におきましては、県選挙管理委員会と合同で市内の高校へ出向き出前講座を行う予定で、現在、県選挙管理委員会の方で参加する高校を募集していただいているところでございます。

また、市の教育委員会とも十分連携をとりながら学校教育など、政治への関心を高める「主権者教育」の一層の充実に向けて、若年層の政治参加意識を促進できるよう出前講座

を積極的に実施するとともに、引き続き、このような講座があることを市内の各学校に周知していきたいと考えてございます。

続きまして、投票率向上に向けた大学内への期日前投票所の設置と啓発活動の推進についてであります。現在、当市におきましては、5カ所の期日前投票所を開設しており、有権者にとって非常に充実した投票環境が提供できていると考えてございます。

議員御提案の大学内への期日前投票所の設置につきましては、紀の川市において近畿大学生物理工学部のキャンパスがあります。紀の川市内外から大学生が集まっております。しかし、近畿大学生物理工学部に通学する紀の川市の有権者が何人いるかは不明であり、またひとり暮らしをしているにもかかわらず、紀の川市に住民票を移していないため、当市の有権者でない学生も多数いることが予想されます。

キャンパス内での期日前投票を行うとなると、まずキャンパス内に期日前投票システムを利用するためのオンライン環境の整備を行う必要があります。その整備費用や、また投票所運営を行う上での投票管理者、立会人、選挙事務従事者に係る報酬等の費用的な側面も考える必要があると思います。加えて、大学側の応援体制が不可欠であり、学生の選挙への盛り上がりもなければ投票者はふえません。そのため、選挙管理委員会、大学、学生が投票率アップの思いを一つにすることが重要であり、現状ではキャンパス内での期日前投票の設置は難しいものと考えてございますが、人件費などの費用面等、課題解決に向けて調査、検討を行っていききたいと思います。

また、投票率向上に向けた啓発活動ですが、当委員会では選挙時に主要商業施設内における啓発物資の配布、啓発チラシの新聞折り込み、防災行政無線・広報車による投票の棄権防止の呼びかけ等を行っておりますが、昨年の和歌山県知事選挙より若年層を対象にした啓発活動の一環として、紀の川市のフェイスブックへの投票を呼びかける記事を告示日及び選挙期日の2回掲載しております。また、SNS（ソーシャルネットワークサービス）が若年層を中心として利用拡大を見せている中で、選挙に係る情報発信ツールとしてこれからも活用していく予定にしております。

3点目の不在者投票ができる施設の名称や日時のホームページでの公表につきましては、県内の不在者投票が可能な病院等施設を県選挙管理委員会が指定しており、和歌山県ホームページに名称等の掲載があるため、市のホームページへのリンクを行う予定でございます。また、不在者投票ができる日時につきましては、各施設の不在者投票管理者において決定されるため、当委員会では把握が困難であり、県選挙管理委員会においても情報の収集行っておりませんので、御理解いただきたいと思います。

4点目になります。投票所において乳幼児を同伴されている方や高齢者への配慮についてになります。

公職選挙法第58条におきまして、原則として「選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者、または当該警察官でなければ投票所に入ることができない」となっておりますが、「選挙人の同伴する幼児その他の選挙人とともに投票所に入

ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者」は、投票所へ入場することができるとなっております。

当委員会においては、明確な入場禁止の規定を設けておらず、子ども同伴で来場した際の対応は各投票管理者の裁量に委ねているのが現状であり、投票所の秩序を乱す行為がない場合は、入場を許可しているのが現状でございます。

今後、秋の臨時国会で公職選挙法改正案により、子ども同伴による投票を解禁する方向で進んでございます。今後、子ども同伴でも投票が可能であることをアピールしていくことで、これまで投票を諦めていた有権者の掘り起こしになるものと考えてございます。

次に、高齢者への配慮につきまして、現在スロープのない投票所への簡易スロープの配備や、高齢者がつまずきそうな小さな段差についても解消に努めているところであります。投票所内におきましても、投票の際、椅子、車椅子の配備により座って記載できるよう誘導に心がけてございます。

今後におきましても、引き続き事務従事者が積極的に声かけや誘導を行う等、子ども同伴としている方や高齢者が投票所内で不自由のないよう配慮に努めてまいりたいと考えてございますので、御理解、よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） 先ほど、大学内の期日前投票所設置について御答弁いただきました。市内には本当にたくさんの期日前投票所がありますので、大学の中まではという御答弁だったと思うんですけど、もし近畿大学生物理工学部の学生の中で、そういう選挙、投票したいという機運が高まれば、紀の川市の選管としても協力体制はされていくのでしょうか。お聞かせください。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長 柏木健司君。

○選挙管理委員会書記長（柏木健司君）（自席） まず、生物理工学部キャンパス内への期日前投票の推進についてでございますが、いろんな課題等あると思います。

一つは、同時に期日前投票所、現在5カ所ある中で6カ所になる中で、当然二重投票に対応するオンライン環境の整備、あるいは期日前投票所となることで、学生、また地域の市民、有権者も当然対象になってきます。そういった中で、駐車場の確保、あるいは授業を考慮したその時間的な期間も考えていかなければならないので、まずやはり議員言われるように、大学の理解のもと、いろんなクリアしなければならない問題がある中で、委員会としてもその辺も検討していきたいと考えてございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔並松議員「ありません」という〕

○議長（高田英亮君） ここで、しばらく休憩します。

（休憩 午前11時42分）

（再開 午後 0時59分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、並松八重君の二つ目の紀の川市の活性化に向けての質問をどうぞ。

○1番（並松八重君）（質問席） 続きまして、紀の川市の活性化に向けて、2点お尋ねします。

1点目は、本市の観光資源についてです。

春夏秋冬、自然豊かで歴史のロマンあふれるどこよりも住みやすい紀の川市の観光資源は素晴らしいものがあります。満開の桃の花が表紙を飾る「観光ガイドブック」には、貴志駅のたま駅長の元気な姿があります。「たま駅長の姿がメディアで放送され始めると、全国、世界各地から大勢の観光客が訪れるようになり、たま駅長の活躍は紀の川市を元気にしてくれました」と、小嶋社長は随筆を寄せられています。

たま駅長の功績は、本当に大きいのですが、大型バスで来られた観光客は、特に時間の制限があり、その後、紀の川市の観光資源をよく知らないまま帰られています。

そこで提案なのですが、貴志駅を起点として、歴史に触れ、絶景スポットを堪能し、体験をし、味わう。そんな観光スポットをめぐる周遊日帰りツアーを計画、運行すれば、和歌山駅からの観光客も気軽に紀の川市を楽しんでいただけたと考えます。自家用車で来られない方や気軽な女子旅を計画される方、シニア世代にもわかりやすい観光パンフレットをつくり、もっともっと積極的に内外に向けて情報発信していくべきではないでしょうか。

国は、昨年から文化財を生かし、地域活性化文化観光の先進モデルをつくるため、文化庁の日本遺産認定を全国自治体に推進しています。本年4月には、最初の日本遺産18件の認定が既に発表されております。

日本遺産とは、祭りなど無形の文化財も含めて、地域に点在している文化財の組み合わせで認定されるのですが、重要なのはそうした個別の文化財を有機的に連携して、地域固有の物語、ストーリーをつくること。これに加えて、そのストーリーを質の高い文化観光、地域振興に有効に結びつけていく具体的なアイデアが必要になります。

文化庁は、2020年の東京オリンピックまでに100件ほどの認定を目指しています。紀の川市は、本当に国・県・市指定の文化財が点在しております。しかし、それらの文化財は、今まで余り観光資源として活用されていないように思われます。国内だけでなく、海外へも積極的に発信できるチャンスと捉え、これからの文化観光、地域活性化目指しての日本遺産認定に向けて、大きな事業ではありますが、積極的に検討、推進していただく価値はあると思います。

昨日、「行楽の秋 和歌山への旅行」として、新聞記事に、「県の旅行関係のランキン

グが急上昇している」とありました。県では、30代から40代の女性をメインターゲットに女性医師を中心に、和歌山の旅をアピールしています。高野山開創1200年、また来年放送予定のNHK大河ドラマ「真田丸」が始まることで、九度山が注目され、本当に人々が行き交っております。道の駅もにぎわっております。河南の道路が整備されたことで、高野山から九度山、九度山から紀の川市と、観光客が利用しやすい環境が整う中、どのように紀の川市の観光資源をアピールしているのか、お聞かせください。

2点目は、農業移住希望を含む移住希望者への情報提供についてです。

以前、同僚議員からも質問があり、農業移住者施策については、昨年国の制度として農地中間管理機構制度が始まり、県農業公社が機構設立し、市、農業委員会、JA等の関係機関が連携して取り組みを進めているとの御答弁でしたが、農業が基幹産業である本市にとって重要な施策であり、本気の農業移住者推進と情報提供はどこまで進んでいるのでしょうか。

和歌山県では、2006年から人口も減少し、高齢化が進む中、過疎化に一定の歯どめをかけるため、和歌山田舎暮らし支援事業を立ち上げ、移住・定住促進に向け、本腰を入れて取り組んでいます。

まず、県内市町を移住推進市町村に指定した上で、ワンストップ窓口と呼ばれる一元的な相談窓口を設置するとともに、その窓口にはワンストップパーソンの職員を配置、移住希望者の現地訪問や空き家探し、暮しや仕事の支援など、移住に関するあらゆる相談に乗っております。

また、県は、お試し居住や空き家が見つかるまでの仮住居としての短期滞在施設の整備、新規移住者向け研修等を行う和歌山ふるさと定住センターの設置、受け入れ体制整備マニュアルの作成など、ハードとソフトの両面で受け入れ体制の充実を図り、行政と地域住民が協力し、定住をきめ細かに支援する仕組みを構築しています。

その結果、2015年5月までの9年間で支援事業の移住人数は533世帯、962人に達しています。さらに県は、移住者の人数を一気にふやすため、移住・定住大作戦をスタートさせています。京奈和道、関空連絡道、河南道路が整備されつつある中、特に京阪神からの移住者受け入れの環境は整っているのではないのでしょうか。地域の実情をよく理解し、移住していただくことが田舎暮らしの成功につながるため、暮し・仕事・住まいの三つの視点から、紀の川市のよさを生かした移住受け入れ、支援のあり方を早急に考えていくべきです。

2点について、答弁を求めます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） 並松議員の御質問にお答えをいたします。

観光資源の有効活用につきましては、「地方創生」を目指す上で、なくてはならない取り組みであると考えます。というのは、外国人観光客を積極的に受け入れる観光振興施策

は国家戦略にもなっていることと同様、地方においても産業振興や地域活性化を担う重要な位置づけと捉えられているからであります。

さて、本市の観光振興の取り組みは、市内に存在する観光施設を県内外に広くPRするため、広域的な観光事業の推進を図り、都市との観光交流、情報交換を積極的に進め、観光客の誘致活動を行うとともに、観光交流産業の活性化につながる農産物のブランド化などを進めていくといった市の基本方針に沿った形で、観光協会も活動をしていただいているところでございます。

現在、観光協会は、広報部会・企画部会・土産物部会で構成され、それぞれの目的達成に向け精力的に事業に取り組んでいただいておりますが、その中でも観光客誘致に係る事業は、企画部会が担当をしてございまして、観光モデルルート事業・体験型観光事業などのプランニングを行い、大手旅行会社への提案、都市住民を対象に紀の川市の魅力を伝え、リピーター等の増加を図る日帰りバスツアーの実施、都市圏の小・中学校を対象に修学旅行の誘致を行うため、紀の川市の豊富な体験メニューのPRの実施等で観光客の集客を図る対策を講じており、市内の地域資源を有効に活用した中で、観光モデルルートの検討もしていただいているところでございます。

また、幅広い年齢層へのPR・広報についての状況は、以前より市や観光協会では広報紙などの紙媒体を中心に対応してまいりましたが、現在、リニューアルを進めてございまず観光協会ホームページに加えまして、特に、若年齢層の方々が利用しているフェイスブックなどSNS（ソーシャルネットワークサービス）からの情報についても、さらなる取り組みを強化してまいりたいと考えてございます。

なお、現在の観光協会は、任意団体として活動していただいている状況で、実質的には行政に依存した事業形態でございまして、自主事業の展開や独自色を出した収益事業ができにくい状況にあります。こうした状況も踏まえまして、法人化への取り組みにつきましても組織強化を図るべく、積極的な支援をしてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、移住希望者への資料提供、情報提供についての御質問に、農林商工部所管に関する状況についてお答えをさせていただきます。

空き家になった農家住宅を市外から移住する新規就農者に賃貸・売却できる事業として、「空き家・農地・人材情報バンク事業」を平成23年度に立ち上げ、農地利用集積円滑化団体であるJA紀の里に空き家情報の整理をお願いし、農地利用権設定のあっせんや空き家の相談業務をセットで行うもので、現在も継続して事業を実施してございます。

また、平成26年3月定例会の一般質問におきまして、石脇議員からも制度創設に向けての御質問をいただきましたが、農地中間管理機構制度によるリタイアする農家などの貸し手と、就農規模拡大を希望する借り手の登録に関しまして、その機能が現在のところまだ十分発揮できていない状況でございます。そうしたことで、制度の創設までには現在至ってございません。

今後におきましても、就農者の高齢化や担い手不足による離農等が進み、空き家農家の増加も予想されるというふうに考えます。そうしたことで、JA営農支援員とも連携を密にしながら、情報把握と就農移住者に賃貸等ができる対応を強化してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高田英亮君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 並松議員の御質問にお答えいたします。

豊かな自然や歴史文化、温暖な気候や田舎暮らしの魅力を求め、都市から地方への移住を希望される方々が年々増加しており、このような動きは人口を確保する新たなチャンスでもあります。

県では、「田舎暮らし応援県わかやま推進会議」を設立し、民間及び行政が連携した受け入れ体制づくりと情報発信を行う基盤を整備しております。紀の川市といたしましても、移住推進市町村への加入と受け入れ体制の整備について県と協議を重ねているところでございます。

今後は、受け入れ体制を整備した上で、移住希望者が、「必要とする情報」と「支援」を県の協力を得まして、提供してまいりたいと考えております。

○議長（高田英亮君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 並松議員の御質問の中で、日本遺産の認定についての御質問がございましたので、教育部からお答えをさせていただきたいと思っております。

これまでの文化財行政につきましては、国宝、重要文化財、史跡、名所、天然記念物などそれぞれの指定等行い、保存、活用を図っていることを中心に展開してございます。

議員おっしゃるとおり、日本遺産につきましては、有形・無形の文化財を総合的に活用し、地域の歴史的魅力や特色を通じ、文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として認定することになり、文化財を核に地域の産業、観光振興や人材育成とともに、連動して一体的なまちづくり政策を進めることが、地域住民のアイデンティティの再確認が地域ブランド等にも貢献し、ひいては地方創生に資するものと考えております。

紀の川市においても、153件の文化財があり、点から面としての保存活用が肝要であると考えております。日本遺産の認定につきましては、有形・無形のさまざまな文化財群を総合的に活用する取り組みを図る必要があることから、認定に向けて今後研究をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま担当部長より答弁いただきました。

観光資源について、観光デモルト事業、体験型観光事業などのプランニングを行い、大手旅行会社への提案と、答弁いただきました。この体験型観光事業の中には、農業体験、スポーツ体験、創作体験等さまざまハンドブックには紹介されておりますが、今、この紀の川市でファミリー層や若い世代の方へのPR、特に本気で取り組まれている体験型観光

事業を教えてください。

2点目として、移住受け入れということで答弁いただきましたが、まだ紀の川市として体制ができていなくて、県の協議を進めているとの御答弁でしたが、今までどのくらい県と協議を進めているのでしょうか。そしてまた、移住推進市町村への加入はいつごろ予定されているのでしょうか。答弁願います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（自席） 再質問にお答えをいたします。

農業が基幹産業である本市は、年中さまざまな果物がとれるフルーツ王国であります。また、4月には、女優の藤原紀香さんを「紀の川市フルーツ大使」に委嘱させていただき、今こそ「フルーツのまち紀の川市」を全国に発信する絶好の機会と捉え、例えば、美容・健康・長寿・みずみずしさなど、果物が持っている潜在的なイメージを観光資源の中心に置き、加えまして、紀の川市に根づいて育まれてきました歴史・文化・芸術・スポーツなどを絡めた中で、紀の川市の魅力をPRしていくことが大変重要であると考えてございます。

また、市の魅力発信につきましては、行政からだけではなく、市民との協働による取り組みも進めております。昨年8月に設立いたしました「フルーツ・ツーリズム研究会」には、さまざまな市民の方々が参加をしていただき、「フルーツのまち紀の川市」の魅力発信についてのアイデアの構築から企画実施までを市民主体で取り組んでいただいております。平成28年度には、体験型観光イベント「紀の川市フルーツ博覧会」を開催することも予定してございまして、フルーツのまちならではのさまざまな体験プログラムを実施し、市民と参加者による交流を通じまして、紀の川市のファンを拡大していくことを目指しております。

紀の川市には、たくさんのすばらしい資源があると思います。これまで観光資源として捉えられてこなかった場所、歴史文化、食などが埋もれてございます。そうした地域資源をつなぎ合わせることで、これまで活用されてこなかった資源や観光客が減少している施設などにも新たな光を当てることが可能になると考えてございます。

そうした意味で、「フルーツ・ツーリズム研究会」の取り組みに、市といたしましても大きな期待をしているとともに、しっかりと支援をしてまいりたいと考えてございまして、議員におかれましても御参加と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それから、2点目の空き家バンクの情報でございますけれども、答弁の中でも申し上げましたように、平成23年度から事業を行ってございまして、23年度には農業委員会の協力員さんをお願いして、133件の空き家がございましてというようなことで調査をいただきました。

その後、平成24年度には、それらの調査を先ほど申し上げました営農支援員をお願いして、ここは農家として使えます、使えませんというような判断をしていただいた中で、

最終的には7軒が農家住宅に適しているというようなことでございます。その中で、1軒が契約ということで、他市町村からの転入があったということでございます。

県のその農地中間管理機構とあわせましてうまく支援員さんに情報の提供とかというようなことも含めて結びつけていきたいということで、石脇議員からの答弁もさせていただいたわけでございますけれども、どうしても貸し手と借り手の状況がまだ非常に進んでないということでございますので、単独で事業実施していく中で、例えば新たな空き家が見つかったよと、空き家も含めて、また農地の要件設定等につきましても、あわせて今後も進めていきたいと思っておりますので、議員の御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 県の協議の進捗状況について。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の県との協議の回数ということで、現在まで3回協議を重ねております。

次の2点目の移住推進市町村への加入時期についてでございますが、加入に当たっては、地域が主体となった受け入れ協議会の設立が必要になってきますので、協議会が設立され、体制が整った時点での加入という形で考えております。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔並松議員「ありません」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、2番 太田加寿也君の一般質問を許可します。

太田加寿也君。

はじめに、通学路の緊急合同点検後、対策必要箇所への対応についての質問をどうぞ。

○2番（太田加寿也君）（質問席） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、私からの質問をさせていただきます。

まず、通学路の緊急合同点検後の対策、必要箇所への対応と、紀の川市通学路安全推進会議について、お聞きしたいと思います。

亀岡市での通学途中の事件以降、和歌山県でも通学路の緊急合同点検が実施され、本市においても、当初73カ所の安全対策必要箇所が上がってきました。その後、これらの箇所へ対策はどのように実施してきたのか。それぞれの場所での対策の種類と、その進捗状況をお伺いしたいと思います。

ただ、今も市内には非常に危険と思われる箇所が数多く存在しています。一例として、貴志川町の西貴志小学校下の県道・市道交差点付近では、通学時間帯に200人余りの児童が横断歩道を渡っていますが、交差点手前の市道に歩道がないため、曲がってくる車などと接触する危険性が極めて高く、実際に何人もの児童が接触事故を起こしています。小学校では、安全対策として集団登校を行っているのですが、交差点には多くの児童が集中しま

す。このような早急な対策が必要な箇所は、多くの学校周辺にまだまだ残っています。

この現状を踏まえて、安全対策の種類、進捗状況と、今後の取り組みについてお答えいただきたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） ただいまの太田議員の御質問にお答えさせていただきます。

紀の川市において、通学路の安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを推進するため、昨年11月に、関係機関により合同点検を実施いたしました。また、本年2月に、「紀の川市通学路安全推進会議」を設立、3月に、「紀の川市通学路安全プログラム」を策定したところであります。

この推進会議は、国土交通省和歌山河川国道事務所、那賀振興局建設部、岩出警察署交通課、それに学校・PTA代表と紀の川市の関係部署で構成され、通学路の危険箇所の把握や対策、情報交換等を行うことを目的に設置いたしております。

11月の安全点検においては66カ所を点検、その後、要望のあった箇所を追加し、点検箇所は73カ所でございます。うち、対策の必要とされた箇所は64カ所となっております。64カ所のうち、道路に何らかの手を加える対策が必要な箇所が34カ所ございました。

改善策の主なものといたしましては、横断歩道の新設、歩道やガードレールの設置といったもので、そのうち昨年度に対策が終了したところが2カ所、本年度中に対策を予定しているところが11カ所ございます。それ以外の対策の必要な箇所では、スクールサポーターや教職員などの人的な見守り、看板や横断旗の設置により改善を図っているところもございます。

また、今後の対策予定箇所につきましては、紀の川市通学路安全推進会議のメンバーと連携を密にし、取り組み方針である「通学路交通安全プログラム」に基づき、早急な改善に努めてまいります。

また、通学路安全推進会議において、本年度の進捗状況を報告するとともに、対策困難箇所について代替案の検討を行うなど、関係機関と連携を密にして通学路の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 通学路の合同点検における要対策箇所の未実施箇所の対応で、建設部が所管する事案について御答弁申し上げます。

平成26年度に実施した合同点検後の対策については、児童・生徒の安全を最優先して進めてございますが、用地確保が必要な歩道等の整備について、即対応が困難な箇所についてはポストコーン等の応急的な措置を行いながら、用地協力いただける箇所から順次取り組んでまいります。なお、延長の長い歩道整備については、県道や市道で一部事業着手

もしているところでございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 再質問させていただきます。

通学路の安全対策は、まだまだ進めていかなければなりません。先ほど、一例に挙げさせていただいたところも、長年同じ状況が続いているにもかかわらず、いまだにそのままという状況があります。何とか代替手段でもいいんですが、方法を早急にやっぱり考えていただきたいなと思っております。

そういう意味で、ことし紀の川市通学路安全推進会議が設置されたと思いますので、この会議の現在の活動状況、今後の取り組みについてお聞きしたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいまの再質問について、お答えをさせていただきます。

定期的な合同点検につきましては、2年に一回、小・中学校ごとに、学校・保護者・自治会等が行い、合同点検の結果から明らかになった対策、必要箇所について、通学路安全対策推進会議のメンバーが現場に出向き、対策必要箇所に応じた具体的な実施メニューを検討をいたします。

また、事業の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう関係機関で連携をとることといたしております。加えて、対策が難しい箇所につきましては、推進会議で代替案などを協議する予定といたしております。

それから、実施完了箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童・生徒が安全になったと感じているのか等を検証するため、再度学校に効果の把握をいたしまして、PDCAサイクルをもって改善に努めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 最後に、教育長にお伺いいたします。

対策必要箇所等、その対策の方法を学校関係だけでなく、一般市民に公表することにより、市民からの意見や情報をさらに収集していくべきと考えています。他市では、地点を地図に記入して公表しているところも多くあります。もっと市民への情報公開を進め、市民全体の協力を求めていくべきだと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 太田議員の質問にお答えいたしたいと思います。

通学路安全対策推進会議において、逐一情報等々も、これは各学校に通知しておるところではありますが、今後とも詳細についてもできる限り公表したいと思います。

ただ、一般市民に公表するということについての論議をひとつどうかという御提言でありましたので、それについても今後検討を加えてまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（高田英亮君） 次に、歩車分離式信号の設置状況についての質問をどうぞ。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 続いて、本市での歩車分離信号の設置状況と今後の方針について、お聞きしたいと思います。

本市は、第9次紀の川市交通安全計画において、自動車等と比較して弱い立場にある歩行者、その中でも全ての交通について交通弱者である高齢者、傷害のある人、子ども等の安全を一層確保する人優先の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進していくべきであると述べています。

警察庁は、歩車分離信号が交通弱者を守る手段として極めて有効であるとし、全国に設置の推進を指示しています。本市では、現在4カ所に設置されていますが、ずっと以前に設置されたものであり、ここ数年信号の新設や改良はありますが、歩車分離信号は全くありません。市民から、信号機の設置の要望あってもなかなか実現されないのですが、歩車分離式信号は既存の信号を改良するもので、新設に比べずっと安い費用で設置できます。また、設置すれば交通弱者に有効な場所も数多くあります。

このことについて、本市の人優先の交通安全指導に基づき、これまでの経過と今後の取り組みをお聞きしたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 上山和彦君。

○危機管理部長（上山和彦君）（登壇） それでは、太田議員御質問の歩車分離信号の設置状況、また設置要望につきましてお答えさせていただきます。

まず、紀の川市内の歩車分離式信号機の設置状況でございますが、先ほど議員おっしゃられたように4カ所でございます。国道24号の穴伏交差点、県道と歌山橋本線の高島橋東詰交差点、そして県道岩出野上線の北山交差点と井ノ口交差点でございます。

次に、信号機の設置要望につきましては、地元住民の皆様が最もその影響を受けることから、例年地元自治区長様より信号機を含む交通安全施設等の要望はいただいております。また、地元及び関係部署の聞き取りのもと現地確認、調査を行い、その上で継続要望も含めまして、毎年10件前後の設置要望を市長名で岩出警察署長あてに提出いたしております。

議員お説の歩車分離式信号につきましては、現要望の中には現在含まれておりませんが、歩車分離の設定は、既設の信号機の設定周期の変更のみで可能と聞いておりますし、県警におきましても、基本的に平成14年の警察庁交通局交通規制課長通達による「歩車分離式信号に関する指針」に準じ、各交差点個別の状況や交通事故発生状況等を総合的に勘案し設置を進めていると聞いております。

しかしながら、現実的に設置に至るには、要望活動は非常に重要な要素であると思われ

ますので、自治区から要望があった際、また、市として必要があると判断した場合は、地元自治区と十分協議の上要望してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 再質問させていただきます。

この歩車分離式信号については、紀の川沿いの、例えば、和歌山市、岩出市、橋本市は、去年、ことし、いろんな箇所でその要望を出して、それを実現しているようです。街中だから設置するというだけではなくて、例えば、学文路小学校周辺であるとか、人口が少ないところでもその効果が認められる分については、要望をどんどん出しているようです。紀の川市においても、例えば、紀の川市に新しくできる新図書館、現在のもとの支所の前の交差点であるとか、そういう有効な地点はまだまだ数多くあるのではないかなと思います。

本市は、ここ数年間の記録を見る限り、そういう要望を検討していなかったのか。全く要望を出していないですが、そのあたりの経過についてお聞きしたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 上山和彦君。

○危機管理部長（上山和彦君）（自席） 太田議員の再質問にお答えいたします。

当市の県警に対する交通安全施設要望につきましては、平成25年度で信号機関係で10件、その他交通規制関係で11件、平成26年度で信号機関係7件、その他交通規制関係で4件となっておりまして、その内容は、信号機関係では新設要望がほとんどで、その他は右折矢印の設置、歩行者用信号の増設となっております。また、交通規制等では、一時停止の設置、横断歩道の設置等が大半を占めているところでございます。

今、議員の御質問の「今まで、要望を出していないのか」という御質問でございますが、先ほども申し上げましたが、要望と申しますか、地域から指摘をいただいた箇所につきましては、地元及び関係部署と現地確認、調査、協議の上、警察へ設置要望しているところでございまして、その改善内容で、その箇所の安全が向上すると判断してきたところでございます。

しかし、「歩車分離式信号に関する指針」の中で、「歩車分離制御の導入を検討すべき交差点の指針」として、「公共施設等の付近または通学路等において、生徒、児童、幼児、高齢者及び身体障害者等の交通の安全を特に確保する必要がある、かつ歩車分離式制御導入の要望がある場合」と示されていることから、以後、信号機設置要望に当たり、地元及び関係部署と十分協議の上、歩車分離式信号機の設置または設定により、歩行者の安全確保がさらに向上すると判断する場合は、積極的にその要望をしてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔太田議員「ありません」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は、これにて延会し、あす2日、午前9時30分から再開したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

（延会 午後 1時45分）